

# 障害者福祉タクシー券の利用について

## 1 利用方法

- (1) 障害者手帳等(※)を携帯し、運転手に提示してください。
- (2) タクシーから降りるときに利用券1枚を添えて精算して下さい。

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、被爆者健康手帳

## 2 助成額

助成額(割引額)      基本料金(初乗り料金)+迎車回送料金

- ・基本料金は普通車の運賃が上限です。(福祉車両の場合も同じ。)
- ・障害者割引を実施しているタクシー事業者の場合は、割引後の額です。
- ・利用券は片道1枚のみ使用できます。

## 3 注意事項

- (1) 利用時に障害者手帳等を持っていない場合は、助成を受けられません。
- (2) 利用券は受給者以外の方だけでは使用できません。
- (3) 利用券の交付枚数は、年間(年度)24枚です。
- (4) 利用券を紛失しても再交付できません。
- (5) 次の場合には、利用券を愛西市に返却してください。
  - ① 対象者が死亡したとき
  - ② 愛西市から転出したとき
  - ③ 受給資格に該当しなくなったとき(手帳の等級変更、返還等)
  - ④ その年度内に使用できなかった残りの利用券
  - ⑤ 利用券を他人に使用させたとき

お問い合わせ    愛西市役所 社会福祉課 電話(0567)55-7115(ダイヤル)